

# 第2期 山ノ内町国土強靱化地域計画

令和8年5月  
山ノ内町



## 目 次

|                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                                                 | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                                                            | 1  |
| 2 計画の位置付け .....                                                            | 1  |
| 3 計画期間 .....                                                               | 2  |
| 第1章 基本的な考え方 .....                                                          | 3  |
| 1 基本目標 .....                                                               | 3  |
| 2 事前に備えるべき目標 .....                                                         | 3  |
| 3 強靱化を推進するうえでの基本的な方針 .....                                                 | 3  |
| 第2章 山ノ内町の地域特性 .....                                                        | 5  |
| 1 自然的条件 .....                                                              | 5  |
| 2 社会環境 .....                                                               | 6  |
| 3 山ノ内町における災害リスク .....                                                      | 9  |
| 第3章 脆弱性評価 .....                                                            | 12 |
| 1 評価の枠組み及び手順 .....                                                         | 12 |
| 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 .....                                          | 12 |
| 3 評価の結果 .....                                                              | 13 |
| 第4章 国土強靱化の推進方針 .....                                                       | 15 |
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ .....                                              | 15 |
| 2 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を<br>確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ ..... | 19 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する .....                                                    | 24 |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない .....                                                    | 26 |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の<br>被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる .....  | 28 |
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する .....                                    | 31 |
| 第5章 計画の推進 .....                                                            | 34 |
| 1 他の計画等の必要な見直し .....                                                       | 34 |
| 2 不断の見直し .....                                                             | 34 |
| 3 進捗管理と推進 .....                                                            | 34 |

### 資料編（別冊）

資料1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果

資料2 国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧



# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

近年は、気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する傾向にあり、令和元年東日本台風災害では、東北信地域を中心に近年経験したことがない甚大な被害が発生しました。こうした大規模自然災害の際に「生命や財産、暮らしを守る」ため、いかに備えるかで被害の状況は大きく変わります。

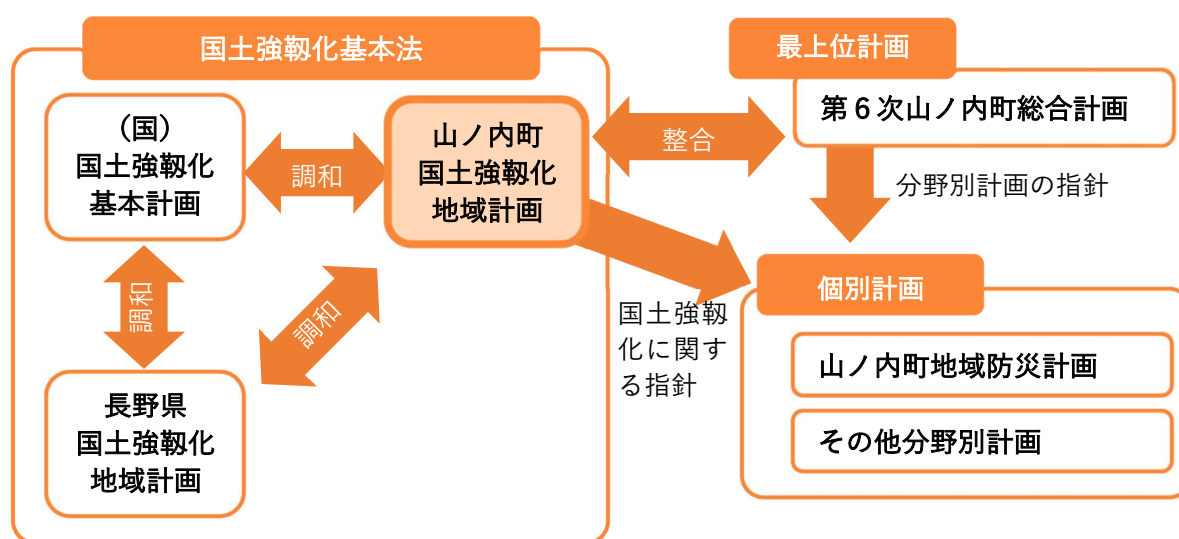
国では、平成 25 年 12 月に公布・施行した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に合わせ取り組んできました。

令和8年度からの「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和8年度から令和12年度まで)では、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害への対応施策、インフラ老朽化に伴う災害耐力の維持に関する施策について、推進が特に必要となる施策として、おおむね 20 兆円強の事業規模を充てるとしています。

このような国の動向を踏まえ、インフラ老朽化への対応などに重点をおき、被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全・安心な町づくりを着実に推進するため、「第2期山ノ内町国土強靱化地域計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第6次山ノ内町総合計画との整合を図るとともに、分野ごとの個別計画に係る国土強靱化の指針となるものです。

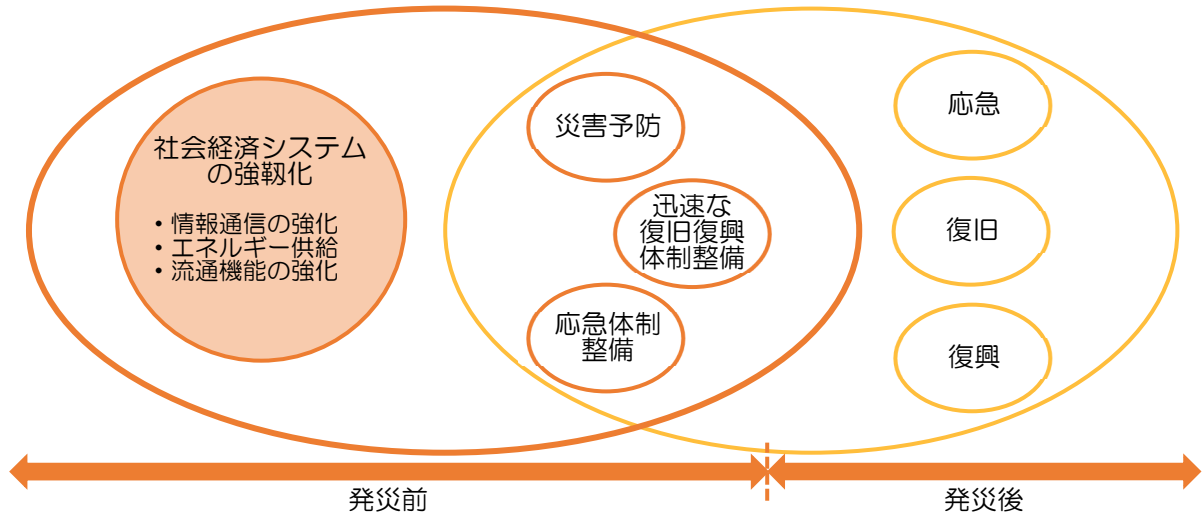


(図1) 基本計画や県計画、第6次山ノ内町総合計画との関係

|          | 国土強靱化地域計画            | 地域防災計画  |
|----------|----------------------|---------|
| 検討アプローチ  | 地域で想定される自然災害全般       | 災害の種類ごと |
| 主な対象フェーズ | 発災前                  | 発災時・発災後 |
| 施策の設定方法  | 脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策 | —       |
| 施策の重点化   | ○                    | —       |

【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



(図 2) 地域防災計画との関係

### 3 計画期間

本計画は、第6次山ノ内町総合計画の後期基本計画に合わせ、計画期間は概ね5年間とします。

なお、計画は、今後の社会経済情勢等の変化や国の国土強靱化施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて内容を見直すこととします。

# 第1章 基本的な考え方

---

## 1 基本目標

本計画では、第6次山ノ内町総合計画に定める町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」の具現化を念頭におき、国土強靱化を推進するうえでの基本目標を、次の4つとします。

- 町民や来訪者の生命を守ること
- 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

## 2 事前に備えるべき目標

本町における国土強靱化を推進するうえで事前に備えるべき目標として、次の6つを設定します。

- あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ
- 必要不可欠な行政機能は確保する
- 経済活動を機能不全に陥らせない
- 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 3 強靱化を推進するうえでの基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進します。

### 【強靱化に向けた取組姿勢】

- 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること
- 災害に強い町づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと
- 大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

### 【効率的かつ効果的な施策の推進】

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確

保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を整備すること

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国・県・町）と民（住民・民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- 人口の減少や社会資本<sup>1</sup>の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮するとともに、重点化を図ること
- 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

#### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- 高齢者・障がい者・外国人・女性・子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

<sup>1</sup> 社会資本：人々が経済活動を行ったり、生活したりする上で必要な施設などのこと。例えば、道路、トンネル、橋、学校、病院、上下水道、公園など。インフラストラクチャーともいいます。

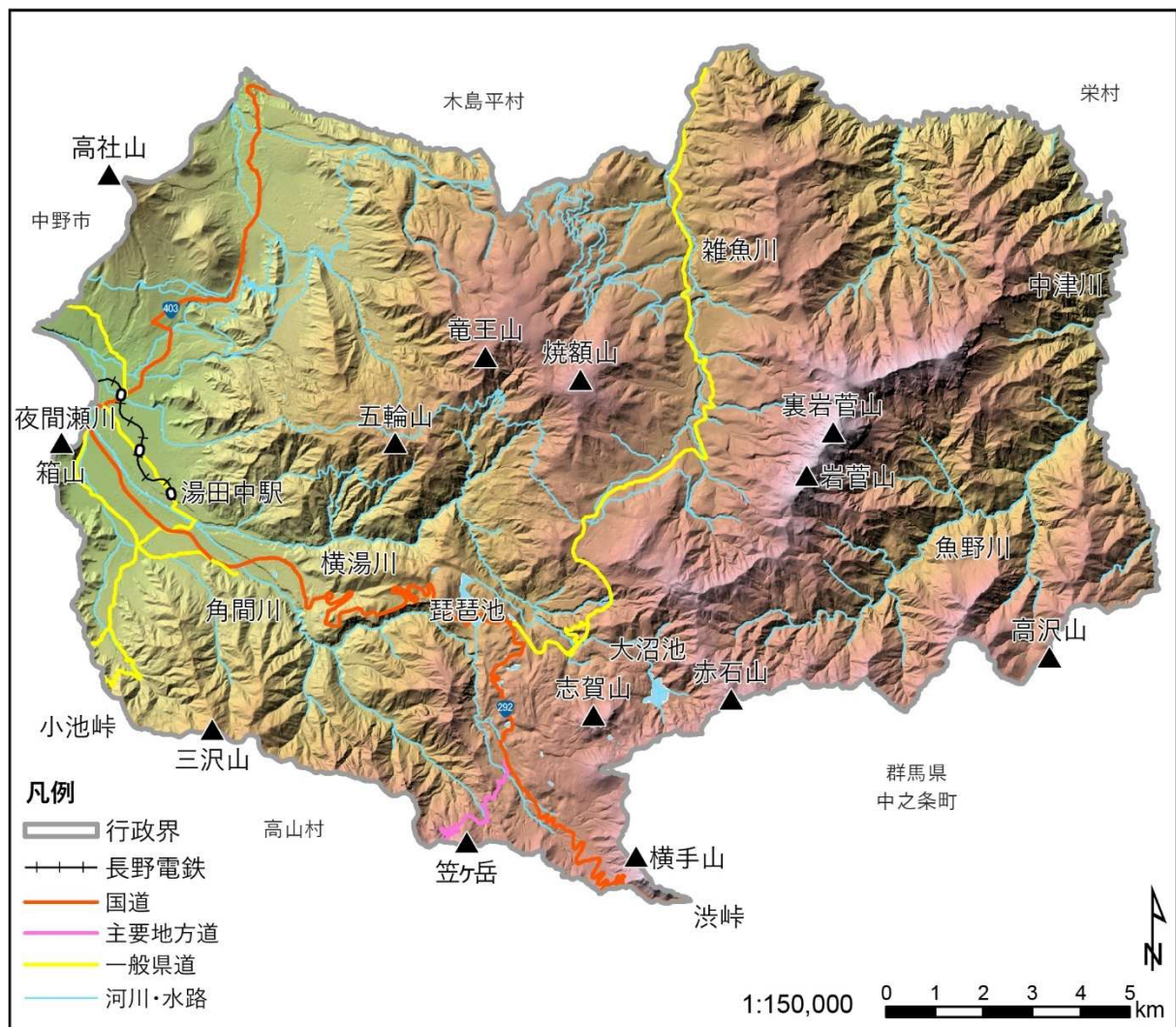
## 第2章 山ノ内町の地域特性

### 1 自然的条件

#### 1 位置・地勢

本町は、長野県の北東部に位置し、志賀高原ユネスコエコパーク・上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km、周囲 83km、総面積 265.90km<sup>2</sup>の行政区域を有しています。西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、90%（うち7割あまりが志賀高原）が山林原野で占められ、最低標高 424m から最高地点 2,341m（裏岩菅山）までの約 1,900m の標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。



(図3) 山ノ内町の地形

## 2 地質

主として、第4紀の火山噴出物と第3紀の堆積物（洪積層）とによって大部分を占めていますが、山ノ内町の地質図によると集落地は扇状地層及び段丘たい積層の地質です。また、志賀高原はほとんど黒色ち密な溶岩からなっています。

## 3 気候

本町の気候は、冬季に北西季節風の影響を受け、降雪の多い日本海側の気候と、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候を併せ持っています。

年平均気温は山ノ内消防署観測地で10℃前後であり、夏季の最高気温は34℃、冬季は最低気温が-8℃です。

年間降水量は平均で1,000mm程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量<sup>2</sup>は多く、特別豪雪地帯に指定されています。降雪量は志賀高原・北部地区とそれ以外で差が大きく、北部地区は年平均1,000cm前後、上林地区は480cm前後、消防署観測地で450cm前後です。根雪期間も北部では100～120日に及びます。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹やそば、きのこ等の農業生産に適した環境となっています。

志賀高原、北志賀高原は最高の雪質を誇るスノーリゾートとして、国内外の観光客に親しまれています。

## 2 社会環境

### 1 人口

本町の人口は、令和7年（2025年）4月1日現在11,187人で、昭和30年をピークに減少傾向にあります。

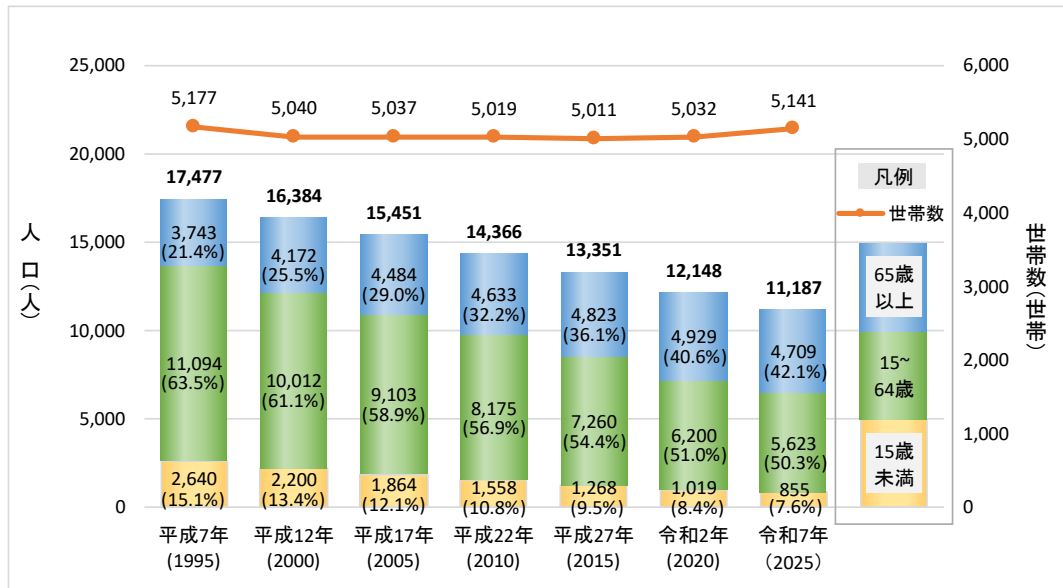
年齢3区分別にみると、65歳以上（老年人口）が4,709人（42.1%）、15～64歳（生産年齢人口）が5,623人（50.3%）、15歳未満（年少人口）が855人（7.6%）となり、生産年齢人口と年少人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。

人口減少・少子高齢化は全国的な傾向であるものの、本町の年齢構成は高齢者の割合が多く、現役世代の人口が減少傾向となっており、将来的には、地域のコミュニティや経済活動等を支える人材の不足等が懸念されます。

また、日本人と外国人の内訳をみると、日本人は減少傾向ですが、外国人は増加傾向となっています。

世帯数は、人口が減少傾向の中にあって一定数で推移しており、世帯主以外の若年層の転出や、ひとり世帯の期間雇用外国人の転入等が要因として考えられます。

<sup>2</sup> 降雪量：ある時間内に地表に降った雪などを深さで表すものであり、地面に堆積した「積雪の深さ」（積雪深）とは異なります。年間降雪量とは、1年間の降雪を合計したものです。



(図4) 人口と世帯数の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日） ※平成27年以降は外国人を含む

(単位：人)

|       | 日本人    | 外国人 | 総数     |
|-------|--------|-----|--------|
| 平成27年 | 13,207 | 144 | 13,351 |
| 令和2年  | 11,911 | 237 | 12,148 |
| 令和7年  | 10,714 | 473 | 11,187 |

本町の日本人と外国人数

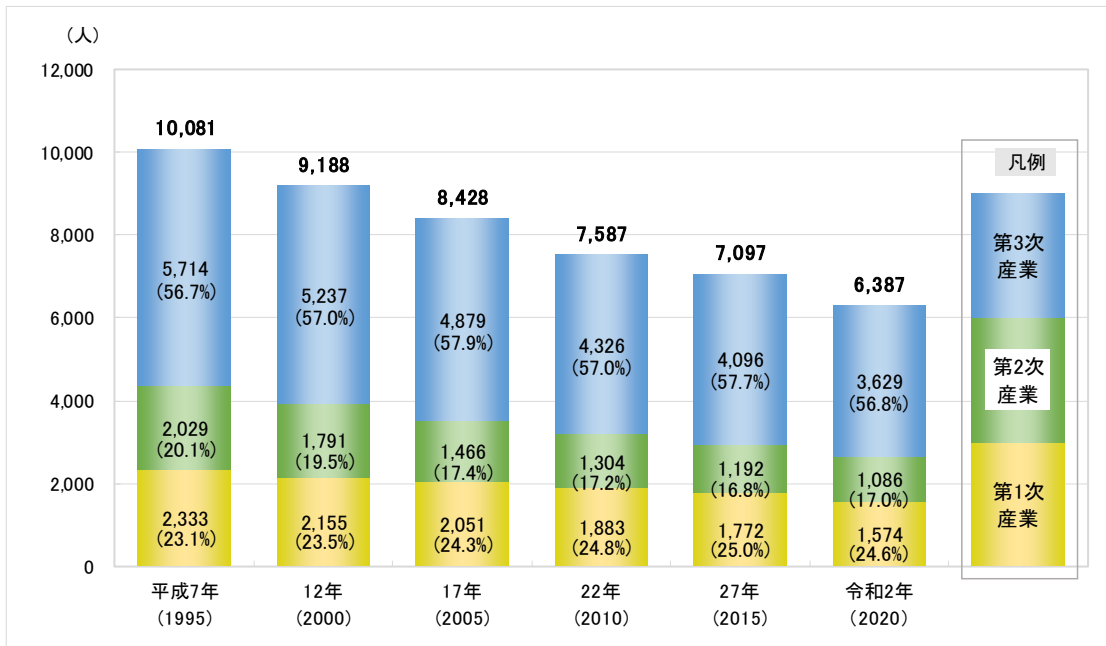
資料：住民基本台帳（4月1日）

## 2 産業

本町の就業人口は、国勢調査によると令和2（2020）年に6,387人であり、20年前（平成12（2000）年）と比べて約30%減少しています。

産業別の割合は、農業などの第1次産業が24.6%、製造業を中心とする第2次産業が17.0%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が56.8%となり、すべての産業で就業人口は減少しており、就業人口の構成割合は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

令和6年度に実施したまちづくりアンケートによると、勤務地（通学地を含む）は町内（自宅を含む）が37.6%で最も多く、次いで中野市22.4%、長野市14.1%となっています。



(図5) 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査 ※総数に分類不能数を含む

### 3 山ノ内町における災害リスク

#### 1 地震災害

本町における大規模な地震災害の記録はなく、地質学的にも安定地域とされています。しかし、本町の西南に位置する長野盆地には、盆地の西縁に沿って延びる活断層「長野盆地西縁断層帯」が存在しており、この活断層が活動して地震が発生した場合、本町では震度6強の揺れに見舞われると想定されています。

長野盆地西縁断層帯の地震想定被害

| 被害の種類        | 山ノ内町  | 被害全体         |
|--------------|-------|--------------|
| 最大震度         | 6強    | 7（長野市・飯山市など） |
| 揺れによる建物被害（夏） | 全壊わずか | 全壊 27,760 棟  |
| 揺れによる建物被害（冬） | 全壊わずか | 全壊 33,550 棟  |
| 液状化による建物被害   | なし    | 440 棟        |
| 土砂災害による被害（冬） | 全壊わずか | 全壊 810 棟     |
| 建物倒壊死者数（冬深夜） | わずか   | 2,270 人      |
| 土砂災害死者数（冬深夜） | わずか   | 80 人         |
| 自力脱出困難者      | なし    | 7,710 人      |

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

また、本町において震度5弱以上の揺れが予想されている大地震は下表のとおりです。

本町で震度5弱以上が予想される主な地震

| 名称              | 予想震度   |
|-----------------|--------|
| 長野盆地西縁断層帯の地震    | 最大震度6強 |
| 糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震 | 最大震度5強 |
| 南海トラフ巨大地震       | 最大震度6強 |

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

#### 2 風水害

本町で過去に起きた自然災害のうち、特に大きな被害をもたらしてきたのが大雨や台風による風水害です。6～8月の梅雨前線による大雨、また秋の台風により、これまで繰り返し大きな災害が引き起こされました。急峻な地形で脆弱な地質に短時間の大雨が降り、横湯川や角間川と両河川が合流する夜間瀬川や、これらの河川に流れ込む中小河川の沿川で氾濫が発生し、急傾斜地においては土砂災害が発生しています。また、果樹栽培を中心とした農業が盛んな本町では、強風によって果樹の落果や農業施設の損壊等の被害も発生しています。

特に被害の大きかった災害の概要を次表に示します。

特に被害の大きかった風水害の概要

| 年月日                               | 被害内容                                                                                                                                                 |                                                                   |                                                   |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 昭和25年<br>(1950年)<br>8月5日          | 豪雨 160mmを超え、鉄砲水となって夜間瀬川外大洪水となる。角間川堤防が決壊し穂波温泉に流入し、全滅に近い状態となる<br>人的被害 死者6人、重傷者15人、軽傷者70人<br>(内訳)                                                       |                                                                   |                                                   |
|                                   | 区分                                                                                                                                                   | 内容                                                                |                                                   |
|                                   | 住宅<br>関係                                                                                                                                             | 家屋全壊26戸、家屋流失54戸、家屋半壊38戸、<br>床上浸水79戸、床下浸水37戸                       |                                                   |
|                                   | 土木<br>関係                                                                                                                                             | 道路決壊県道12か所398m、村道17か所、橋梁流失12、<br>堤防決壊4か所                          |                                                   |
|                                   | 農林<br>関係                                                                                                                                             | 水田流失12町歩 <sup>3</sup> 、水田埋没19町歩、水田冠水5町歩<br>畑流失1町歩、畑埋没0.7町歩、畑冠水5町歩 |                                                   |
|                                   | その他                                                                                                                                                  | 水道配送水管破損2,908m                                                    |                                                   |
| 昭和34年<br>(1959年)<br>8月13日         | 13日夜半から14日にかけて台風7号襲来、暴風雨となり風・水害を起こした。降雨量丸池359mm、最大風速45メートル、横湯川、夜間瀬川の沿岸、町内各河川が氾濫する。<br>また、栄橋全部流失し四ツ屋地籍の堤防が350m決壊して、家屋、田畑が流失する。<br>家屋被害 流失4戸、全壊3戸、半壊3戸 |                                                                   |                                                   |
| 昭和56年<br>(1981年)<br>8月22日<br>~23日 | 台風15号の北上に伴い8月22日の未明から暴風雨となり、各地で河川の氾濫で農作物等に大きな被害をもたらした。<br>人的被害：死者1人／被害総額：42億5,284万円<br>(内訳)                                                          |                                                                   |                                                   |
|                                   | 区分                                                                                                                                                   | 被害額                                                               | 内容                                                |
|                                   | 住宅<br>関係                                                                                                                                             | 3,943万円                                                           | 全壊3戸／半壊15戸／<br>床上浸水104戸／床下浸水156戸                  |
|                                   | 土木<br>関係                                                                                                                                             | 28億2,106万円                                                        | 道路決壊77か所／<br>橋梁・河川損壊174か所                         |
|                                   | 農林<br>関係                                                                                                                                             | 9億3,465万円                                                         | 農作物被害504t／樹体被害5ha<br>農地関係被害269か所／<br>林道・治山被害325か所 |
| その他                               | 4億5,770万円                                                                                                                                            | 観光施設等<br>公共施設<br>4億5,255万円<br>515万円                               |                                                   |
| 昭和61年<br>(1986年)<br>9月3日          | 9月3日早朝から昼頃にかけて、局地的な豪雨となり中小河川の決壊・氾濫、住家の床上・床下浸水等被害は広範囲に及んだ。<br>降雨量：笠岳242mm、消防署179mm<br>人的被害：なし／被害総額：17億4,357万円<br>(内訳)                                 |                                                                   |                                                   |
|                                   | 区分                                                                                                                                                   | 被害額                                                               | 内容                                                |
|                                   | 住宅<br>関係                                                                                                                                             | 1,309万円                                                           | 床上浸水35戸／床下浸水102戸／<br>床上浸水13棟／床下浸水47棟              |
|                                   | 土木<br>関係                                                                                                                                             | 12億9,510万円                                                        | 道路損壊・河川決壊等129か所                                   |
|                                   | 農林<br>関係                                                                                                                                             | 3億7,305万円                                                         | 農作物被害1.06ha／農道等128か所<br>林道等88か所                   |
| その他                               | 6,233万円                                                                                                                                              | 観光施設22か所／水道施設16か所／<br>公共施設25か所                                    |                                                   |

|                           |                                                                                                                                                          |           |                            |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 令和元年<br>(2019年)<br>10月12日 | 令和元年東日本台風 笠岳 329.5mm (48h、極値を更新)<br>激甚災害指定／特定非常災害指定／大規模災害復興法の非常災害指定／災害救助法適用<br>人的被害なし／住家被害なし／土石流発生：横湯川／<br>緊急指定避難場所：138世帯 276人／<br>被害総額：3億4,226万<br>(内訳) |           |                            |
|                           | 区分                                                                                                                                                       | 被害額       | 内容                         |
|                           | 土木<br>関係                                                                                                                                                 | 2億5,107万円 | 道路 950万円<br>河川 2億4,157万円   |
|                           | 農林<br>関係                                                                                                                                                 | 9,107万円   | 農業施設 2,014万円<br>林道 7,092万円 |
|                           | その他                                                                                                                                                      | 11万円      | 学校 11万円                    |

### 3 雪害

本町は豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されており、北部地区は年平均1,000cm前後、上林地区は480cm前後、消防署観測地で450cm前後の降雪があります。時として短時間に多量の雪が降る豪雪となり、除排雪が追いつかなくなったり、住宅や農業施設等の損害などの被害が生じたりしています。

#### 特に被害の大きかった雪害の概要

|                                                    |                                                                                                                 |           |                        |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|
| 年月日                                                | 被害内容                                                                                                            |           |                        |
| 昭和59年<br>(1984年)<br>1月～3月                          | 2月に入り降り続いた雪は2月10日に乗廻観測所で270cmに達し、災害救助法が適用され各地で除排雪等の必要が生じた。除雪作業中の負傷者が発生し、農業関係に被害を受けた。<br>被害総額：2億9,624千万円<br>(内訳) |           |                        |
|                                                    | 区分                                                                                                              | 被害額       | 内容                     |
|                                                    | 住宅<br>関係                                                                                                        | 1,350万円   | 床下浸水3戸／床上浸水5戸／<br>倒壊2棟 |
|                                                    | 農林<br>関係                                                                                                        | 1億8,860万円 | 農作物561ha               |
|                                                    | その他                                                                                                             | 9,414万円   | 公共関係等                  |
| 平成17年<br>(2005年)<br>12月<br>～平成18年<br>(2006年)<br>3月 | 12月から2月までに降った大雪は、積雪量が200cmに達し、各地で深刻な被害が発生した。<br>人的被害：雪を起因とする転倒・転落等12件<br>農業関係被害：2億244万円                         |           |                        |

<sup>3</sup> 1町歩≒0.992ha

## 第3章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

#### 1 評価対象とする災害

脆弱性評価の対象は、山ノ内町の地域特性及び過去に発生した災害等を踏まえ、甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害である、大地震、風水害、雪害とします。

#### 2 評価の手順

脆弱性評価は以下の手順で行いました。

- ① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- ② 現行施策を抽出し、現行施策で対応できているかを検証

### 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

山ノ内町において想定されるリスクシナリオとして、下記の28の事態を対象としました。

対象とする「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

| 事前に備えるべき目標                                                       | 番号  | 起きてはならない最悪の事態                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ                                           | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生                                               |
|                                                                  | 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                                                                |
|                                                                  | 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） |
|                                                                  | 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生                                                   |
|                                                                  | 1-5 | 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生                                                                      |
|                                                                  | 1-6 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                                                                             |
| 2 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ | 2-1 | 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                                                  |
|                                                                  | 2-2 | 医療施設及び医療・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺                                        |
|                                                                  | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生                                               |
|                                                                  | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                                          |
|                                                                  | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者（観光客）の発生による混乱                                                                     |
|                                                                  | 2-6 | 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態                                                                 |
|                                                                  | 2-7 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                                                              |

|                                                                 |     |                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する                                               | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱                                                        |
|                                                                 | 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                 |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない                                               | 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下                                               |
|                                                                 | 4-2 | 重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出                                                            |
|                                                                 | 4-3 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下                                                            |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|                                                                 | 5-2 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止                                                   |
|                                                                 | 5-3 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                                                                        |
|                                                                 | 5-4 | 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                                                           |
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                               | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                 |
|                                                                 | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態             |
|                                                                 | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                                          |
|                                                                 | 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                                  |
|                                                                 | 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                                             |
|                                                                 | 6-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響                                                |

### 3 評価の結果

#### 1 評価のポイント

2で設定したリスクシナリオについて、山ノ内町第6次総合計画の施策分野（産業、保健・医療・福祉、教育・文化、都市基盤・生活、行財政の5分野）ごとに、現在行われている取組み等を各項目に当てはめました。第6次総合計画上ではカバーされていない項目がみられたことから、必要に応じて個別計画も参照しました。

これらの情報から、リスクシナリオごとに想定される状況を脆弱性評価結果として整理しました。併せて、脆弱性への対策となる取組方針も検討しました。

脆弱性評価結果の概要を以下に示します。

## 2 ハード整備とソフト施策の適切な組合せ

時間的・予算的な制約から、総合的な防災体制を整えるためには、公共施設・道路等の整備といったハード整備と防災訓練・防災教育といったソフト施策を適切に組み合わせて取り組む必要があります。

## 3 代替性・多重性の確保

行政や情報通信、交通インフラ等の機能は、どのような災害が発生しても維持する必要があります。個々の施設等の耐災性を高めるとともに、バックアップの確保など代替性や多重性を確保する必要があります。

## 4 自助・共助・公助の適切な組合せ

広域にわたる大規模な災害の発生時には、警察・消防・自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が行き届かない部分が生じるおそれがあるため、まずは自分の命は自分で守るという自助、そして近所で助け合うという共助が必要です。

## 5 平時からの関係機関との連携の確保

国土強靱化のための取組みは多岐にわたり、有事には迅速な対応が求められることから、平時から国、県及び広域連合等の関係機関との十分な連携や情報共有を行うとともに、民間事業者や自治会、NPO等とも連携を強化する必要があります。

## 6 長期的な視野に立ったまちづくり

浸水想定区域等の災害リスクの見直しによって、これまでは安全とされていた場所の危険度が高まる場合があります。災害リスクの高い地域の土地利用制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を誘導するなど、地域の強靱化に向けた長期的な視点でのまちづくりが必要です。

## 7 リスクシナリオ別の評価結果

「リスクシナリオ別脆弱性評価結果」は資料 1 に掲載しました。

## 第4章 国土強靱化の推進方針

第2章で示した本町の地域特性や、第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための方針を以下に示します。

なお、具体的な取組みについては、資料編（別冊）資料2「国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧」に示します。

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

##### 1 住宅・建築物の耐震化

住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や金融商品の開発等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。

##### 2 防災拠点施設の耐震化

防災拠点（指定避難所・福祉避難所・指定緊急避難場所等）の更なる減災・防災対策として耐震化を進める。

##### 3 住宅等の総合的な安全対策

家具等転倒対策、感震ブレーカー設置、窓ガラス・外壁等の落下危険物等の飛散・落下防止、既設エレベーターの防災対策、天井脱落防止対策等を促進する。

##### 4 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路（避難、救急、物資輸送等）を確保するため沿道建築物の耐震化、道路の拡幅整備、無電柱化、ブロック塀等の対策を県と連携して進める。

##### 5 造成地の耐震化

宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、大規模盛土造成地において地盤の安定性を評価し、必要に応じて耐震化を促進する。

#### 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

##### 1 消防力整備

大規模火災に対応した消防資機材・消防車両、耐震性防火水槽等の整備、消防団施設整備及び資機材の充実強化を図る。

##### 2 火災の拡大防止

住宅密集地等では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、電気火災の発生抑制のための感震ブレーカー等の普及促進を図る。

##### 3 ガス設備の耐災性向上

耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める。

#### 4 密集市街地健全化対策

地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けて、道路や公園の整備、老朽建築物等の除却・建て替え等のハード対策を進める。

#### 5 公共建築物、学校及び教育・保育施設の耐震化及び火災防止

庁舎等の公共施設、学校及び教育・保育施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を推進する。

#### 6 医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止

医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する。

#### 7 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止

観光施設、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める。

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

#### 1 浸水被害の防止に向けた河川整備等

大規模水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川や下水道の整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

#### 2 流域治水

大規模災害時の越水や堤防損壊等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、流域全体での総合的な治水「流域治水」を実施する必要がある。

#### 3 円滑な避難のための道路整備

台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。国立公園内における景勝地を結ぶ遊歩道において、利用客などの孤立や逃げ遅れを防ぐため、計画的な施設の整備・維持管理に努めるとともに、円滑に避難が出来るよう誘導看板等の設置を進める。

#### 4 ため池等の対策

農業用ため池が、大規模地震、台風・豪雨等により決壊が発生するおそれがあることから、ため池等の決壊を防止するための対策や住民への周知を図る。（農業用ため池ハザードマップ）

## 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

### 1 山地・土砂災害対策の推進

集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、県と連携した治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める。

### 2 土砂災害リスクの周知

大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、土砂災害防災マップによる町民への周知啓発が必要である。

県の土砂災害警戒区域等の見直しに応じて防災マップを修正する。

町民の防災・減災意識の高揚を継続する必要がある。

### 3 二次災害防止の体制

深層崩壊や地滑り等の発生、天然ダム等の形成についての情報収集、発生状況に応じた被害区域の見積り、避難対象住民への通知体制を整備する。

## 1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

### 1 情報伝達体制の構築

突発的な火山噴火による多数の死傷者が発生するおそれがあるため、火山噴火や避難に関する情報は、地域住民のみならず、観光客が理解しやすいよう、発信する内容、手段等を工夫するほか、情報通信技術の活用等を通じて、迅速かつ的確に伝える。

### 2 避難誘導、救助体制

警戒避難体制の整備に当たっては、火山地域の状況や想定される噴火の規模、影響範囲等の特性を踏まえ、防災会議協議会、国・県・町の間で整合のとれた避難誘導、救助体制を進める。

## 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### 1 暴風雪時における的確な道路管理

暴風雪時において、「山ノ内町地域防災計画（雪害対策）」の除雪計画に基づき、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する。

### 2 道路の防雪施設の整備

各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

### 3 道路の除雪体制の確保

各道路管理者は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪機械運転手の確保困難や除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策を進める。

### 4 雪下ろし事故を防止するための注意喚起等

雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の多くが高齢者となっている。事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。また、転落事故を未然に防止するための支援が必要である。

## 1 「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」に係る重要業績指標<sup>4</sup>（KPI）一覧

| 項目名                | 現状値   | 時点<br>(年度) | R12<br>目標値 | 掲載リス<br>ク<br>シナリオ | 担当    |
|--------------------|-------|------------|------------|-------------------|-------|
| 住宅の耐震化率            | 79.7% | R 6        | 85.0%      | 1-1               | 建設水道課 |
| 耐震化実施住宅件数*         | 3件    | R 6        | 8件         | 1-1               | 建設水道課 |
| 空き家・空き地バンクマッチング件数* | 8件    | R 6        | 50件        | 1-1               | 未来創造課 |
| 消防水利充足率*           | 95.9% | R 6        | 98.1%      | 1-2               | 消防課   |

(項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画後期基本計画のKPIの引用を示す。)

<sup>4</sup> 重要業績指標：目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標です。

## 2 救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 1 他機関との連携

他機関等との連携した訓練等を継続的に実施する。

#### 2 大規模災害に対応した機材

大規模災害時に対応した救助資機材や救助工作車両等の整備を継続的に実施する。

#### 3 地域防災力の強化

地域防災力は、自主防災組織が中心となり、防災士の育成を進めている。

今後の特性（人口減少・高齢化・核家族化）を踏まえ、被災者救出、初期消火、避難誘導、避難行動要支援者支援、避難所の自主運営のあり方を継続検討し、自主防災組織、防災士の育成及び活性化を図る。

また、町民に対し各種講習等を実施して、町民の防災力（意欲・技術）の向上を図っていく。

#### 4 応援部隊の活動基盤

応援部隊の効果的活動のため、情報提供（町の全般状況、町への進出に係る経路障害・予備経路、活動拠点等）、依頼業務の見積り、補給、通信連絡等の活動基盤の提供についての体制を整備する。

#### 5 情報収集・運用の体制

発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（町民等からの通報）

対策本部における情報共有・意思決定を容易化する体制が必要である。（方針の決定、要請の元となる情報、情報の可視化（空間・時間軸））

#### 6 消防施設の耐災性の強化

消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急及び消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急及び消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する。

#### 7 消防の災害対処能力の強化

救助・救急及び消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する。

#### 8 消防相互応援協定に基づく応援部隊の活用

救助・救急及び消火活動が同時多発的に発生することにより、活動が絶対的に不足するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、県内の応援部隊の受入等の体制を確保する。

#### 9 応援部隊の受入体制の整備

救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する。

## 10 救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備

道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する。

### 11 緊急交通路の確保

被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う。

## 2-2 医療施設及び医療・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

### 1 災害派遣医療チームの受入

緊急性の高い医療を提供し、負傷者の被災地域の病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応など医療機関で編成する災害派遣医療チーム（DMAT）を速やかに受け入れるための体制整備を図る。

### 2 災害派遣精神医療チームの受入

心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を受け入れるための体制整備を図る。

### 3 災害派遣福祉チームの受入

避難生活等において普段と異なる環境での生活となることから、高齢者・障害者・子ども・妊産婦等の要配慮者を中心に福祉的支援のニーズが増大する。地域の要配慮者や、在宅避難者・車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため災害派遣福祉チーム（DWAT）を速やかに受け入れるための体制整備を図る。

### 4 実働機関のヘリコプターの活用

医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、関係機関と連携し実働機関のヘリの効率的な運用を図る。

### 5 支援ルートの確保に向けた道路整備

道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する。

## 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

### 1 避難所の運営体制

劣悪な避難生活を回避するため、避難所の指定の見直し、空調設備の整備、避難所環境の整備、運営人材の確保（自主防災組織及び町職員）を推進する必要がある。

避難所の運営体制（開設、避難者の把握、ニーズ把握、物資管理、人員配置等）の整備を進める。

### 2 備蓄品の整備

物資不足により多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者が発生するおそれがあるため、国の指針、県地震防災対策強化アクションプランに基づき備蓄品の計画的な整備を進める。

### 3 要支援者の支援体制

町避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の作成、避難支援等関係者による実効性のある避難支援、福祉避難所の受け入れ体制を整備する。

### 4 保健衛生の体制

発災直後からの保健活動（健康状態把握、感染症予防、メンタルケア等）に対応するための体制構築、県と連携した DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。

### 5 多様な避難生活者対応

在宅避難者・車中泊避難者など避難生活者の全体把握、避難所と同様の福祉支援に取り組む。

### 6 災害関連死の防止

避難生活（避難所外を含む）に係る災害関連死の防止体制について、避難長期化に対応した環境（間仕切り、通路、トイレ、食事、空調等）、コミュニティ・役割付与、保健衛生、生活再建の情報提供・相談窓口等について整備する。

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

### 1 備蓄・調達・配分体制

非常食等の備蓄を町民に呼びかける必要がある。（一人 1 日 3 食 3 日分）

応援協定、国や県、他の自治体、協定締結企業からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者に対して迅速かつ適切に供給する。

新物資システム（B-Plb）を活用する等の運営体制を構築する。

### 2 上水道施設の整備

上水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する。

### 3 電力の確保

電力供給の途絶への対応を図るため、防災拠点の自家発電設備、備蓄燃料、電気自動車（EV）等の活用について推進する。

### 4 燃料の確保

長野県石油商業組合や関係団体等との協定の締結、情報交換の場の設定等により、発災時の燃料供給の円滑化を図る必要がある。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者（観光客）の発生による混乱

### 1 帰宅困難者の把握・対応体制

帰宅困難者（観光客）の発生に関して、事業所・交通機関・宿泊施設等と連携して情報を収集して対策を取れる体制を整備する。

### 2 帰宅困難者等の収容

帰宅困難者（観光客）の一時滞在に関して事業所・交通機関・宿泊施設等と連携して一時的に収容できる体制を整備する。

### 3 帰宅困難解消のための交通

帰宅に必用な代替交通に関して、関係機関や事業者等と連携し代替交通体制を整備する。

## 2-6 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態

### 1 孤立地域との連絡線の整備

空路による救出救助、物資輸送等の体制について、ヘリコプター支援に向けた、各種調整・臨時離着陸場の運用を図る。

### 2 山地・土砂災害・雪害対策の推進

大規模な山地・土砂災害や雪害により孤立地域が発生するおそれがあることから、山地・土砂災害対策、雪害対策を推進する。

また、幹線町道の法面や橋梁、トンネルの耐震化などの整備を推進する。

### 3 孤立に備えた地域の体制

孤立予想地域の想定、長期間に対応した食料・電源・燃料等の備蓄整備、発生に備えた訓練等を実施する。

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 1 保健衛生の平時の体制

疾病・感染症の発生・まん延を防ぐため平時から予防接種、感染症の早期把握・まん延防止の計画の見直し、計画に基づく訓練を実施する。

### 2 保健衛生の発災時の体制

発災直後からの保健活動（健康状態把握、感染症予防、メンタルケア等）に対応するための体制構築、県と連携した DHEAT の受援体制を構築する。

### 3 生活用水の確保

被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る。

### 4 下水道業務継続計画

下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する。

### 5 多数遺体への対応

警察・医療機関との連携、遺体安置所の確保、身元確認、葬儀業者の協力を受け（ご遺体処置、保管、輸送等）、広域火葬体制、火葬困難時の処置についての整備を図る。

## 2 「救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防く」に係る

### 重要業績指標（KPI）一覧

| 項目名                              | 現状値   | 時点<br>(年度) | R12<br>目標値 | 掲載リスク<br>シナリオ            | 担当    |
|----------------------------------|-------|------------|------------|--------------------------|-------|
| 女性消防団員数                          | 9人    | R7         | 10人        | 2-1                      | 消防課   |
| 防災士の育成                           | 2人    | R7         | 7人         | 2-1                      | 危機管理課 |
| 地区防災計画の策定*                       | 0地区   | R6         | 4地区        | 2-1                      | 危機管理課 |
| 自主防災組織防災訓練参加率*                   | 100%  | R6         | 100%       | 2-1                      | 危機管理課 |
| 町道改良率                            | 55.7% | R6         | 56.5%      | 2-1<br>2-2<br>2-6<br>5-4 | 建設水道課 |
| 橋梁点検実施率                          | 100%  | R6         | 100%       | 2-1<br>2-2<br>2-6<br>5-4 | 建設水道課 |
| 橋梁長寿命化修繕計画<br>(補修)               | 14箇所  | R6         | 22箇所       | 2-1<br>2-2<br>2-6<br>5-4 | 建設水道課 |
| 生活機能の低下がみられる<br>高齢者の介護予防サービス利用率* | 4.9%  | R6         | 7.0%       | 2-2                      | 健康福祉課 |
| 非常食備蓄数(ごはん類)                     | 540食  | R7         | 540食       | 2-4                      | 危機管理課 |

(項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画後期基本計画のKPIの引用を示す。)

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 1 治安対策

警察力の低下、地域の孤立による治安悪化（不安、行政不信、窃盗、物資不足に起因）への対応を図る。

警察と連携し、町長による明確な情報発信、各機関との協力、自治組織の組織化を図る。また、避難者が、窃盗等への不安から被災家屋で生活し、ストレスにより災害関連死となるケースもあることから対応を図る。

##### 2 人心対策

流言・SNS等フェイクニュースによる混乱への対応について、国・県及び関係機関と連携した対策及び各自治会等との意思疎通を図る。

#### 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 1 町の体制（BCP・人事運用）

業務継続計画（BCP）の継続的な整備及び職員への徹底について、状況の進展に応じ、災害業務と平時業務との優先業務の効率的配分を図るものであり、訓練による実効性向上及び修正を図る。

災害発生に伴う業務量の増大に対して人的資源の効率的運用のため、各災害部署の業務負荷・全職員の状況を把握し、本部会議の指針に基づき、柔軟に優先災害業務への人的資源を集中投入できるよう人事管理体制を整備する。

##### 2 行政施設の維持

町施設の耐震化とその後の点検維持について、引続き公共施設等総合管理計画、長寿命化計画に基づき整備を推進する。

##### 3 学校等における業務継続可能な体制の整備

大規模災害時、学校及び関係施設（給食センター、社会体育施設等）において、学校等の通常運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるとともに、学校及び関係施設（給食センター、社会体育施設等）における電気設備及び空調設備等の計画的な改修、維持管理等を行い、業務継続可能な体制の整備を進める。

##### 4 職員の安否確認と初動対応

職員の安否確認の要領、非常時の参集要領について更なる災害対応マニュアルの具体化、初動対処訓練等による実効性を図る。

##### 5 行政データの管理

災害時に社会経済活動の基盤である蓄積された行政文書等（紙媒体、電子データ、その他）の損失を防止するため、分散管理等を推進する。

## 6 町の対応体制（継続環境）

防災拠点となる庁舎・消防施設等における非常電源の確保を推進する。  
対策本部における同時大量の災害情報の可視化、通信手段を確保する。  
職員・応援部隊の長期従事（執務・食・寝等）に伴い調整する。

## 7 受援計画の整備、人事運用

受援計画により、災害時発生する多彩な業務・職員の低参集・応援職員の受入れ等の課題を整理し、職員の運用を行う。

## 8 応援部隊等を含めた総合運用の体制

町の対応能力を超過し応援部隊等を総合運用するための対策本部の体制を整備する。  
警察・消防・自衛隊、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、DMAT、他市町村からの応援職員等の多数機関の総合運用に関し、本部会議を結節とした意思決定・進捗管理・情報共有等による業務サイクルの総合・効率化、応援部隊との共有・調整のためのコミュニケーションツール（地図・情報システム・通信・執務室の提供・調整所の設置）、人的・物的資源、活動拠点の配分等が行えるよう、体制を整備する。

## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

#### 1 観光事業者BCP

観光事業者BCPの整備、サプライチェーンの確保、自主防災体制の整備、災害備蓄、従業員に対する防災教育の充実等を促進する。

#### 2 農業者BCP

果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物等の出荷等が停止するおそれがあるため、機能が停止した場合の体制を確保する。

#### 3 金融機関や商工団体等との連携

風評等による観光業、農業の間接被害により、資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から想定する。

### 4-2 重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

#### 1 有害物質の流出対策等

有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携を図る。

#### 2 アスベスト対策

吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる。

#### 3 NBC 災害に対応する体制の整備

大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害（NBC 災害）への対応体制を整備する。

### 4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

#### 1 農業の多面的機能低下の予防

集落の衰退・消滅を防ぐためには、就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し地域の活性化を推進する。

農業集落機能を維持するためには、農業生産基盤や生活環境の適切な整備を推進する。

#### 2 鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農作物の被害や森林被害の防止に向けた対策を推進する。

鳥獣の捕獲や保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。

#### 3 農地・農業用施設の保全

地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る。

#### 4 ICT 技術の推進

急速な少子高齢化等による人手不足に対応し、安定した生産・出荷体制の整備を図るため、業務の合理化に向けた ICT の全面的な活用を推進する。

#### 5 共済加入の促進

風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する。

#### 6 適切な森林整備の推進

台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する。

#### 7 山地・土砂災害対策の推進

森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

#### 8 中山間地域の振興

農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る。

### 4 「経済活動を機能不全に陥らせない」に係る重要業績指標 (KPI) 一覧

| 項目名                    | 現状値     | 時点<br>(年度) | R12<br>目標値 | 掲載リスク<br>シナリオ | 担当    |
|------------------------|---------|------------|------------|---------------|-------|
| 林道施設修繕数                | 4箇所     | R6         | 4箇所        | 4-1           | 農林振興課 |
| 多面的機能支払い交付金<br>事業活動地区数 | 4地区     | R6         | 5地区        | 4-3           | 農林振興課 |
| 農地流動化面積<br>(新規分) *     | 11.6ha  | R6         | 12.8ha     | 4-3           | 農林振興課 |
| 森林経営計画策定面積 *           | 3,713ha | R6         | 4,400ha    | 4-3           | 農林振興課 |

(項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画後期基本計画のKPIの引用を示す。)

## 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### 1 町民の安否確認・避難者保護の体制

町民の安否確認の情報は、迅速な救助救急・医療・不明者搜索、国に対する応援部隊の要請及び緊急物資の要求を行うための基礎資料であり、デジタル新技術を活用した情報通信システムを構築する。

#### 2 情報収集・運用の体制

発災時の人命救助に係る情報収集手段の強化が必要である。（町民等からの通報）  
対策本部における情報共有・意思決定を容易化するデジタル新技術による本部支援システムを構築する。

#### 3 町民等への情報伝達の体制

町民に対する適時適切な災害情報を伝達するため、Jアラートと連動し多重化一元的な操作によるITを活用した分かりやすい発信に対応した情報伝達システムを構築する。

#### 4 国・県・関係機関等との情報共有体制

県防災情報システム、県防災無線（衛星系）により情報の共有を図っているが、新技術の導入による情報共有機能の強化について検討する。

#### 5 共助・公助情報共有体制

町と自主防災組織は、災害初動時に、防災行動計画（タイムライン）を活用し、情報を共有できるよう体制を推進する。

### 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

#### 1 平時からの連携体制

中部電力、中部電力パワーグリッドと連携を強化し、被害情報の共有、応急対策時の関係機関等（道路・電気・通信・地権者等）との連携のための体制構築について推進する。

#### 2 施設の整備

電力等のライフラインの長期停止防止対策として、事業者と連携して、施設設備の耐震化・老朽化等防災対策を進める。

#### 3 停電情報の伝達の体制

電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止時には、町防災情報伝達システムを活用した停電情報を伝達する。

#### 4 停電対策

大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を推進する必要がある。エネルギー供給の多様性・分散化を推進する。

### 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

#### 1 水源保全

森林整備等による健全な水循環の保全を進める。

#### 2 応急給水体制の整備

水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する。

#### 3 上水道業務継続計画（BCP）

上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮するよう務める。

#### 4 下水道施設等の整備（BCP）

下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する。

#### 5 浄化槽の整備等

浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、浄化槽施設の早期復旧を図ることができる体制を整備する。

### 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### 1 公共交通機関に係る情報体制の整備

公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する。

#### 2 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路を確保する。

#### 3 交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備

鉄道施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、対応策の整備を進める。

5「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」に係る重要業績指標（KPI）一覧

| 項目名                    | 現状値   | 時点<br>(年度) | R12<br>目標値 | 掲載リスク<br>シナリオ            | 担当    |
|------------------------|-------|------------|------------|--------------------------|-------|
| 災害時住民支え合いマップ<br>作成地区数* | 8地区   | R6         | 15地区       | 5-1                      | 危機管理課 |
| 緊急通報装置設置数*             | 16件   | R6         | 25件        | 5-1                      | 健康福祉課 |
| 町道改良率                  | 55.7% | R6         | 56.5%      | 5-4<br>2-1<br>2-2<br>2-6 | 建設水道課 |
| 橋梁点検実施率                | 100%  | R6         | 100%       | 5-4<br>2-1<br>2-2<br>2-6 | 建設水道課 |
| 橋梁長寿命化修繕計画<br>(補修)     | 14箇所  | R6         | 22箇所       | 5-4<br>2-1<br>2-2<br>2-6 | 建設水道課 |

(項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画後期基本計画のKPIの引用を示す。)

## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

#### 1 地域における共助の推進

様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る。

#### 2 自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化

住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る。

#### 3 地域と学校の連携

地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校と地域におけるコミュニティ力の強化を図る。

#### 4 地域コミュニティの維持

大規模災害発生時、地域活動の縮小・休止等によりコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく。

#### 5 学校における人材の育成

大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材を育成する。

### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

#### 1 道路啓開等の人材確保

災害時における各種建設関係団体等が有効に活動できるよう、体制整理を図る。

#### 2 インフラ復旧等の人材確保

インフラ復旧及びインフラメンテナンス等に対応できるよう、地域に精通した建設業の技能労働者等の確保・育成を図る。

#### 3 事業者等の早期復旧

観光業、農業、保育所、学校、福祉施設、各種事業所の早期再開に向けた計画・体制の整備を図る。

#### 4 災害ボランティアの運用

社会福祉協議会を主体とした災害ボランティアコーディネーターの確保、災害ボランティアの育成、災害ボランティアの受入れ・運用体制の整備を図る。

## 5 農林業の復旧

地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利、森林等の保全管理による水循環制御機能の維持・復旧活動等の体制を推進する。

## 6 地域コミュニティの活性化

地域が迅速に復旧復興するため、自主防災組織、消防団、地域住民・学校・事業者の協力により、地域課題の解決に取り組む地域協働ネットワークを構築し、地域の平時から顔の見える関係づくりを推進する。

## 7 過疎地域の自立的な保全

被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要がある人材確保のため、移住を促進する。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### 1 災害廃棄物の処理体制の構築

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理に備える。

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 1 応急危険度判定の体制

被災した宅地や住宅の危険度判定を円滑に進めるため、県と連携して事前に準備を進める。

#### 2 被害認定調査・罹災証明書発行の体制

被災者の生活再開のための迅速な処理、多大な労力が必要とされる業務であり、応援職員の確保及び効率的運用、業務要領の確立（相談窓口、受付、調査、認定等）及び運営体制を整備する。

#### 3 地震保険加入率の向上

大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、住民の地震保険加入を促進する。

#### 4 応急仮設住宅の迅速な提供

大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等を図る。

#### 5 応急修理の体制

住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する事業者との協定締結、業務要領・体制（相談窓口・受付・県との連絡調整・告知等）を確立する。

## 6 公費解体の体制

環境省の通知内容の確認、罹災証明・建設・財務・契約・会計部署との連携、制度設計、業者発注、相談窓口、住民広報、災害廃棄物専門のチームの編成等について実施要領・体制を確立する。

## 7 地籍情報の適正な管理

土地境界の確認ができないと、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報を適正に管理する。

## 8 被災者の生活再建支援

経済・生活面の支援、住まいの確保・再建の支援、中小企業・自営業の支援、安全な地域づくりの支援、それらの相談窓口の設置と町民広報等の体制・業務要領について、全庁横断的に整備する。

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 1 被災文化財の復旧

大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、専門的知識を有する職員の育成・確保や所有者・管理者及び関係機関との連携を図り、調査を迅速に行う体制をつくる。

#### 2 埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備

大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えの増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、専門的知識を有する職員の育成・確保や所有者・管理者及び関係機関との連携を図る。

### 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による、地域経済等へ甚大な影響

#### 1 風評被害・信用不安の影響対策

SNS・報道等による誤認識、フェイクニュース等による風評被害・信用不安を防止するため、関係機関と連携した、主導的かつ訴求対象に応じた手段による広報を体制整理する。

## 6 「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」に係る

### 重要業績指標（KPI）一覧

| 項目名           | 現状値    | 時点<br>(年度) | R12<br>目標値 | 掲載リスク<br>シナリオ | 担当    |
|---------------|--------|------------|------------|---------------|-------|
| ボランティア登録者延人数* | 1,082人 | R6         | 1,100人     | 6-2           | 健康福祉課 |

(項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画後期基本計画のKPIの引用を示す。)

## 第5章 計画の推進

### 1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図る必要があります。

### 2 不断の見直し

本計画の計画期間は、「はじめに」の(3)のとおり令和8年度から令和12年度までの5年間としていますが、計画期間内においても施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとします。

### 3 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとします。



(図6) 一般的なPDCAサイクル





## 第2期 山ノ内町国土強靱化地域計画

|         |                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日     | 令和8年5月                                                                                      |
| 発行      | 山ノ内町                                                                                        |
| 編集      | 山ノ内町 危機管理課<br>〒381-0498<br>長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1<br>TEL 0269-33-3115 FAX 0269-33-4527      |
| メールアドレス | kikikanri@town.yamanouchi.lg.jp                                                             |
| ホームページ  | <a href="https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/">https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/</a> |